

資料 4

2026 年度：代理店業務品質評価業務規程および 生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領の改正について

1. 趣旨

- 第 20 回代理店業務品質検討ワーキング・グループ（以下、検討 WG）において、付議しました「[資料 3] 代理店業務品質評価業務規程の改正」に関し、特段のご意見はございませんでした。
- については、改正後の代理店業務品質評価業務規程（以下、業務規程）について、以下にお示します。
- また、併せて生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領（以下、運営要領）も改正しますので、方針案をお示します。

2. 業務規程・運営要領の改正について

(1) 業務規程の改正について

【趣旨・目的】

- ・2024 年度定時審査会（2025 年 2 月 25 日開催）において、現行の業務規程の第 31 条「代理店に対する処分」に関し、複数の審査会委員より「認定代理店において、今後当条文に該当するようなケースも考えられることから、記載内容をより分かり易いように見直してはどうか」等とのご意見をいただきました。
- ・審査会委員のご意見を踏まえ、主に第 31 条「代理店に対する処分」を中心に業務規程を改正します。
- ・なお、今回の改正は処分の実施強化を意図するものではなく、規程の解釈適用を明確化することにより、審査会および代理店の両当事者における共通の理解を確保することを目的とするものです。

【対応案】

- ・第 20 回検討 WG での報告の後、審査会委員からのご意見を受け以下の修正を行っております。
 - ・本内容を以って、11 月実施予定の当会理事会により改正の決定を進めてまいります。
- ①「処分の内容」の見直し
- ・改正後も存置する「評価結果の終了」につき、「評価結果有効期間の**打ち切り**」に呼称を変更
- ②見直しに伴う類似規定との調整
- ・第 6 条（代理店による終了）を修正し、審査会の裁量として、業務規程に基づく調査が行われている間は、代理店の利用終了申出があっても評価結果の有効期間を終了させない判断が可能である旨を明示

【今後のスケジュール】

- ・改正後の業務規程は、2026 年度調査から適用を開始する予定です。
- ・11 月の当会理事会における改正決定の後、速やかに HP での公表および認定代理店に対する連絡を実施し、改正後の業務規程の周知を図ってまいります。

(2) 運営要領の改正について

【趣旨・目的】

- ・2026 年度調査に向け、本制度を利用する代理店にご理解いただきたい内容につき、より読みやすくポイントを押された形でお示しできるよう、運営要領を改正します。

【対応案】

- ・以下の 2 つの視点から、具体的な改正案の作成を進めてまいります。

① 手引書としての利便性の向上

- ・概要編および調査種別毎の分冊（初回調査編、更新調査編、定期調査編）を統合し、1 冊で各種の調査に共通する内容と固有の内容を網羅的に確認できるよう整理
- ・運営要領と業務規程で重複する記述を整理し、業務規程に対する運営要領の位置付けを明確化（業務規程が審査会の決定・裁量に委ねた事項（14 項目）を明確化）

② 2026 年度調査に向けた変更点の周知徹底

- ・業務規程改正および 2026 年度の運営変更を読み取りやすい形で反映

【備考】

- ・具体的な改正案は、11 月 19 日開催予定の検討WG（第 22 回）にてお示しします。
- ・その後、検討WGでのご意見を踏まえた修正の後、1 月 21 日開催予定の検討WG（第 23 回）にて最終案をお示しします。
- ・改正後の運営要領は、業務規程と合わせ、2026 年度調査からの適用を予定しています。

以上